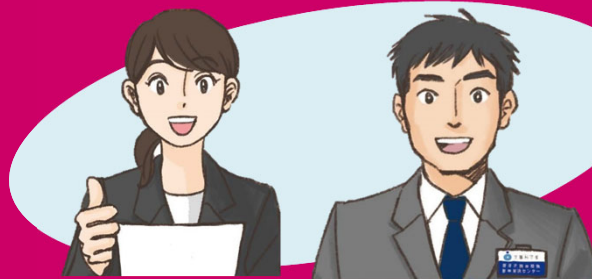


# 第五次追補の 追加賠償も

# 増額される可能性があります



 文部科学省 **ADRセンター** が  
(原子力損害賠償紛争解決センター)

## 富岡町の「学びの森」に 月一回出張窓口を開設しています

➤ 令和7年度下期 開設日 受付時間 11時～14時30分

11月  
13日(木)

12月  
18日(木)

1月  
29日(木)

2月・3月については確定次第お知らせします

➤ 開設場所

富岡町文化交流センター「学びの森」 2階研修室



2階で  
エレベータを  
降りて  
左手の研修室へ

➤ 問合せ先

原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

フリーダイヤル



0120-377-155 (平日10時～17時)



## ➤ ADRセンターとは

中立・公正な**国の機関**が無料で話し合いによる解決の仲介をします。

ADRセンターの出張窓口では弁護士等の専門家から個別に説明を受けられます。**(手続費用無料)**

ADRの申立書についても、それぞれのご事情に対応した記載方法の説明を受けながら、その場で作成・提出できます。

長年  
富岡町に住み  
地域との  
結びつきが強い



家族が離れ離れになり  
二重生活となった



介護や子の世話を  
しながら避難した

入院先からの  
避難を強いられた



自家消費していた  
野菜や米を作れなくなり  
生活費が増加した



避難により  
農機具が管理できず  
使用不能となった



墓石の修理費用や  
移転費用が  
必要となった

このような場合  
賠償額が増額される可能性があります  
請求漏れはありませんか？